

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（骨子案）資料3-2

〔注：下線は、前回（12/10畜産企画部会）における意見等を踏まえて追加した記述。〕

第1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針

1 我が国における酪農及び肉用牛生産の位置付け及び基本的な展開方向

（ポイント）

- ・ 酪農及び肉用牛生産が有する機能・役割を踏まえ、自給飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産を振興する。
- ・ 國際化の進展に対応し得る産業構造の確立、自給飼料基盤に立脚した経営の育成、安全・安心の確保、家畜排せつ物の適切な処理・利用等の諸課題に的確に対応することにより、我が国酪農及び肉用牛生産の発展を図る。

（1）我が国の酪農及び肉用牛生産は、

たんぱく質供給の10%、カルシウム供給の30%を担っており、国民の食生活に不可欠な動物性たんぱく質やカルシウム等の重要な供給源であること

農業総産出額8.9兆円のうち1.1兆円を占めており、我が国農業の基幹的部門として農業生産上大きなウェイトを占めていること

農山村地域の活性化や地域経済への波及効果を有していること

自給飼料生産を通じた国土の有効活用や自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的な機能を有していること

海外における家畜伝染病の発生による畜産物の輸入禁止を踏まえ、畜産物の国内生産基盤の強化がより一層求められていること

草資源が利用できる酪農及び肉用牛生産は、食料安全保障的な機能を有していること

食品産業の製造副産物や家畜排せつ物等の有機性資源の有効活用を図ることにより、循環型社会の構築等に資すること

から、これらを踏まえ、自給飼料基盤に立脚しつつ、「牛・土・草・人」のバランス

のとれた発展が図られるよう、その一層の振興を図ることが重要である。

(2) 一方、近年における酪農及び肉用牛生産を取り巻く次のような諸課題に的確に対応していくことが必要となっている。

WTO（世界貿易機関）農業交渉やEPA（経済連携）交渉が進められる中にあって、国際規律の強化等に対応し得るよう、生産・加工・流通を通じた国際競争力の強化を早急に図ることが求められていること

我が国における生乳及び牛肉の生産量が、飼養頭数の減少等により微減傾向にある中で、これらの生産基盤の強化を図る観点から、新規就農の促進等による担い手の育成・確保、低コスト化・省力化の推進による酪農経営及び肉用牛経営の体质強化、需要に対応した生産・供給体制の構築等が求められていること

畜産経営における労働力不足等を背景として自給飼料生産が減少傾向にある中で、食料自給率向上や生産コストの低減、農地の有効活用、資源循環型畜産の確立を図る観点から、最近一部の地域において積極的な取組が行われている稻発酵粗飼料の作付、国産稻わらの利用、耕作放棄地等を活用した放牧等の更なる推進を軸とした自給飼料の生産拡大が求められていること

BSE（牛海綿状脳症）や食品の不正表示問題の発生などを契機として、食の安全・安心に対する国民の関心が高まっており、こうした中で、生産・加工・流通の各段階にわたるリスク管理の徹底や消費者への的確な情報提供等により、国民の食に対する信頼の確保を図っていくことが急務となるとともに、消費者と生産者の相互理解を深め、健全なニーズを育てるといった観点から、食育の推進を図ることが求められていること

畜産に関わる環境問題への対応については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が本格施行されたことを受け、家畜排せつ物の適正な管理をより持続的かつ効果的なものにしていくための取組とともに、農業の有する自然循環機能の増進や循環型社会の構築に向けて、有機性資源としての有効活用など家畜排せつ物の利活用を一層推進していくことが求められていること

(3) このため、酪農及び肉用牛生産を通じ、国際化の進展に対応し得る産業構造の確立、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成、畜産物に係る安全・安心の確保、畜産

における食育の推進、家畜排せつ物の適切な管理及び利用、家畜改良の推進、新技術の開発・普及及び流通飼料の安定的な供給に関する施策や取組を展開することにより、我が国畜産業の安定的な発展を図るものとする。

2 國際化の進展に対応し得る産業構造の確立

2の(1)及び(4)については、食料・農業・農村政策審議会企画部会において検討中の新たな「食料・農業・農村基本計画」との整合性を図りつつ検討。

(1)「担い手」として明確化すべき経営形態の考え方

(ポイント)

- ・ 國際化が進展する中で、より競争力の高い生産構造を確立するためには、担い手の育成・確保が必要である。
- ・ 担い手は認定農業者を基本とするとともに、肉用牛の繁殖経営と肥育経営の分離や産地銘柄化等の推進など、生産形態の特性や地域の実情に精査を加え、認定農業者に準じた一定の要件を満たす営農形態についても担い手として位置付ける方向でさらに検討する。

酪農及び肉用牛生産については、水田作や畑作等の土地利用型農業と比べて構造改革が大幅に進んでいるものの、國際化が進展する中で、将来に渡り、その安定的発展を図るために、より競争力の高い生産構造を確立することが重要である。

そのためには、効率的かつ安定的な経営及びこれをを目指して経営改善に取り組む経営(以下「担い手」という。)を育成・確保することが必要である。

担い手を明確化し、支援施策を集中化・重点化していく仕組みとして認定農業者制度があり、かつ、酪農及び肉用牛生産においてもその定着が図られてきていることからすれば、当該畜種における担い手についても、認定農業者を基本とすることが適當である。酪農及び肉用牛生産における認定農業者の認定率は他作目に比べて高いが、

今後とも、認定率の更なる向上に向けての取組を推進することが重要である。

　　担い手の育成・確保に当たっては、認定農業者のかほか、

- ・ 肉用牛の繁殖経営と肥育経営の分離（繁殖経営による肥育経営へのもと牛資源の供給構造）や
- ・ 産地銘柄化等の推進（生産組織等を核とした地域ぐるみでの品質の確保・供給力の強化）

など、生産形態の特性や地域の実情に精査を加え、認定農業者に準じた一定の要件を満たす営農形態についても担い手として位置付ける方向で、さらに検討する。

（2）サービス事業体の定着・普及

（ポイント）

- ・ サービス事業体については、畜産農家の作業の外部化の受け皿として重要な役割を果たしており、その機能に応じた位置付けを行いつつ、更なる活用を推進する。

酪農経営及び肉用牛経営におけるヘルパー、飼料生産におけるコントラクターやTMR（完全混合飼料）センター、ほ育センターや公共牧場、家畜排せつ物のたい肥化や散布など作業の受託を業務とするサービス事業体については、畜産農家の作業の外部化の受け皿として重要な役割を果たしており、こうした支援組織の充実・強化は、畜産農家の経営規模の拡大や生産性向上が可能となることを通じて、担い手の育成・確保や生産基盤の強化にも資するものであることから、その機能に応じた位置付けを行いつつ、更なる活用を推進する。

（3）人材の育成・確保

（ポイント）

- ・ 女性が活躍しやすい環境整備、新規就農者への研修や円滑な経営継承、高齢者が有する高度な技術等を活用したサービス事業体の充実強化や繁殖経営の育成を推進する。

- ・ 経営の高度化に必要な情報のデータベースやネットワークの充実を図るとともに、これらを積極的に活用し、経営発展段階ごとのニーズに応じた効率的・効果的な支援・指導を推進する。

女性が活躍しやすい環境の整備

酪農経営及び肉用牛経営における女性の役割を適正に評価するとともに、地域段階で行われるセミナーの活用等による家族経営協定の締結を促進し、女性の認定農業者の拡大を図るなどにより、女性が経営の中核を担う主たる従事者として、経営や地域社会への一層の参画を可能とする環境整備の推進を図る。

また、地域方針決定過程等への女性の参画の促進、経営・起業活動のための経営管理能力・技術力の向上を推進するための研修の実施やヘルパーの活用など、仕事と子育ての両立のための支援活動を推進する。

新規就農の促進

法人従事者やヘルパー等新規就農が期待される者の就農への環境整備、新規就農者に対する研修システムの整備や情報の提供及び離農跡地等の有効活用による円滑な経営継承を推進する。

高齢者の能力の活用

高齢者が有する高度な繁殖・飼養管理技術等を活用したヘルパー組織等サービス事業体の充実強化や水田・酪農地域等における繁殖経営の育成を推進する。

経営実態に応じた効率的・効果的な支援・指導の推進

優良経営事例における経営管理・生産技術データの集積・提供を始めとした経営の高度化に必要な情報のデータベースやネットワークの充実を図るとともに、地域内の関係機関がこれらの情報を積極的に活用し、相互に連携しつつ、経営発展段階ごとのニーズに応じた効率的かつ効果的な支援・指導を行うことを推進する。

（4）経営安定のための施策の在り方

（ポイント）

- ・ 国際化の進展や食に対するニーズの多様化・高度化に対応し得る一層の生産性の向上を図るとともに、生乳や肉用子牛の再生産の確保、肉用牛肥育経営等の安定を図る観点から、今後ともそれぞれの畜種における経営安定対策の適切な運営を図ることが重要である。

国際化の進展や食に対するニーズの多様化・高度化に対応し得る一層の生産性の向上を図るとともに、生乳や肉用子牛の再生産の確保、肉用牛肥育経営等の安定を図る観点から、今後ともそれぞれの畜種における経営安定対策の適切な運営を図ることが重要である。

加工原料乳生産者補給金制度

- ア 生乳生産については、生乳全体の需給安定を図る観点から、指定生乳生産者団体において計画生産を実施している。
- イ 本制度は、この指定生乳生産者団体に生乳販売を委託している生産者を対象に、加工原料乳の再生産を可能とし、生乳の一定量が特定乳製品向けに仕向けられることを確保することにより、生乳全体の需給安定を図ることが目的である。
- ウ 本制度の対象者については、制度の目的及び食料・農業・農村政策審議会企画部会の中間論点整理（以下「中間論点整理」）の趣旨を踏まえ、検討する。
- エ 今後、WTO農業交渉における新たな国内助成に対する規律の動向も踏まえ、必要な対応を検討していく。

肉用子牛生産者補給金制度

- ア 本制度は牛肉の輸入自由化の代償として措置された制度である。
- イ 牛肉の輸入自由化に係る事情の変化が肉用子牛の価格に及ぼす影響を緩和し、肉用子牛生産の安定を図ることが目的である。
- ウ 本制度の対象者については、制度の目的及び中間論点整理の趣旨を踏まえ、検討する。

工 今後、WTO農業交渉における新たな国内助成に対する規律の動向も踏まえ、必要な対応を検討していく。

肉用牛肥育経営安定対策事業

- ア 本事業は、肉用牛肥育経営の安定を図るため、平成元年に創設された。
- イ 本事業の対象者については、事業の目的及び中間論点整理の趣旨を踏まえ、検討する。
- ウ 今後の事業の仕組みについては、今後のWTO農業交渉の動向等も踏まえ、必要な対応を検討していく。

（5）生産段階におけるコスト低減や省力化の推進等による経営体質強化

（ポイント）

- 各畜種の特性に応じて、サービス事業体の利用拡大や新しい飼養管理技術の導入、放牧の活用、畜産物の高付加価値化、出荷の早期化、規模拡大・法人化や一貫経営への移行の助長等を通じた経営の合理化を推進する。

酪農経営

- ア コスト低減や省力化の推進等による経営体質の強化を図るため、飼養規模や飼養管理方式（フリーストール（フリーバーン）・ミルキングパーラー方式、スタンチョン方式）に応じて、自動給餌機のほか搾乳ロボットや搾乳ユニット自動搬送装置等の新しい飼養管理技術の普及を推進するとともに、自給飼料の生産拡大や地域の自然条件を活かした放牧方式の導入による土地利用型酪農を推進する。このほか、法人化の推進、牛群検定情報の活用による生産性向上や乳牛の能力向上、酪農ヘルパーの活用促進、コントラクターや公共牧場等の活用による作業の外部化を図るなど、多様な経営形態に応じた生産コストの低減や省力化を推進する。
- イ さらに、牛乳・乳製品の高付加価値化を図るため、生産者グループと消費者との交流を推進するとともに、生活協同組合との連携やインターネットのオンラインショッピングサイトの活用等を通じた遠隔地の消費者への直接販売等の取組がみられる近年の状況を踏まえ、生産者が自ら製造・加工した特長ある牛乳・乳製品の販売

や産直活動等の取組を推進する。

ウ こうした取組を通じ、地域の実情を踏まえ、生産コストの低減を推進することとし、このため、10年程度後における生産コストに関する目標を設定する。

酪農経営の生産コストに関する目標

	目標（平成27年度）
酪農経営の生産コスト	現状の 割

肉専用種繁殖経営

ア 規模拡大を図るため、利用可能な土地（耕作放棄地、転作田、野草地、林地等）を最大限に活用した放牧の拡大を推進するとともに、省力化のためのほ乳口ボットの導入や法人化を推進する。

イ 生産効率の向上を図るため、繁殖用めす牛の分娩間隔の短縮、初産月齢の早期化、肉専用種子牛の出荷月齢の早期化、優良繁殖用めす牛の導入促進、優良種雄牛の利用、自給飼料の利用拡大、地域内一貫経営等を推進する。

ウ こうした取組を通じ、地域の実情を踏まえ、生産コストの低減を推進することとし、このため、10年程度後における生産コストに関する目標を設定する。

肉専用種繁殖経営の生産コストに関する目標

	目標（平成27年度）
肉専用種繁殖経営の生産コスト	現状の 割

肉専用種肥育経営

ア 規模拡大や法人化、一貫経営への移行を志向する農家の助長等を通じた経営の合理化を推進するとともに、早期出荷による肥育期間の短縮、個体の能力に応じた効率的な肥育、食品産業の製造副産物等の低・未利用資源の活用、事故率の低下、地域内・経営内一貫経営等の生産効率向上を図るための取組や耕畜連携の下での国産稻わらの活用を推進する。また、肥育牛の遺伝的な能力を十分に発揮する飼養管理

により、生産性及び品質の向上を推進する。

イ なお、肥育期間については、過度に肉質を重視した飼養管理が行われる傾向がある中で、これまで必ずしもその短縮が図られてきていないが、肥育期間の短縮は、飼料給与量や家畜排せつ物の減少を通じて、経営合理化だけでなく、環境保全にも資するものであるとの観点から、取組を推進する必要がある。

ウ こうした取組を通じ、地域の実情を踏まえ、生産コストの低減を推進することとし、このため、10年程度後における生産コストに関する目標を設定する。

肉専用種肥育経営の生産コストに関する目標

	目標（平成27年度）
肉専用種肥育経営の生産コスト	現状の 割

乳用種育成経営

ア 規模拡大や法人化、一貫経営への移行を志向する農家の助長等を通じた経営の合理化を推進するとともに、自給飼料の利用拡大等による良質で斉一性の高い肥育もと牛生産を通じ、肥育経営のニーズに応じたもと牛の有利販売や更なるコスト低減を推進する。

ウ こうした取組を通じ、地域の実情を踏まえ、生産コストの低減を推進することとし、このため、10年程度後における生産コストに関する目標を設定する。

乳用種育成経営の生産コストに関する目標

	目標（平成27年度）
乳用種育成経営の生産コスト	現状の 割

乳用種・交雑種肥育経営

ア 規模拡大や法人化、一貫経営への移行を志向する農家の助長等を通じた経営の合理化を推進するとともに、早期出荷による肥育期間の短縮や食品産業の製造副産物等の低・未利用資源の活用等による生産コストの低減、耕畜連携の下での国産稻わ

らの活用、需要者のニーズに対応した斉一性の向上や銘柄化等による付加価値の高い牛肉としての安定販売や有利販売を推進する。

イ なお、肥育期間については、肉質に配慮した飼養管理が行われる傾向がある中で、これまで必ずしもその短縮が図られてきていないが、肥育期間の短縮は、飼料給与量や家畜排せつ物の減少を通じて、経営合理化だけでなく、環境保全にも資するものであるとの観点から、取組を推進する必要がある。

ウ こうした取組を通じ、地域の実情を踏まえ、生産コストの低減を推進することとし、このため、10年程度後における生産コストに関する目標を設定する。

乳用種・交雑種肥育経営の生産コストに関する目標

目標（平成27年度）	
乳用種・交雑種肥育経営の生産コスト	現状の割

各畜種共通

適正な飼料給与や疾病予防対策等の基本的管理はもとより、飼養環境の快適性にも配慮した飼養管理を推進する。

また、生産情報公表JASの活用による飼料給与やワクチン接種等に関する情報の提供、有機畜産JASを活用したオーガニックミルクやオーガニックビーフの販売、トレーサビリティを活用した生産・流通履歴情報の提供など、牛乳・乳製品や牛肉及びその加工品の高付加価値化・差別化に向けた関係者の自主的な取組を推進する。

（6）畜産物の製造・流通・販売コストの低減・合理化

生乳の流通・加工については、集送乳の合理化による流通コストの低減、乳業工場の計画的な再編整備・合理化による牛乳・乳製品の製造販売コストの低減等を推進する。

肉用牛及び牛肉の流通・加工については、家畜市場及び食肉処理施設の再編整備を推進するとともに、産地食肉センターにおける部分肉仕向割合の拡大等を推進する。

(7) 消費者ニーズに対応した生産・供給体制の構築

牛乳・乳製品については、国際化の進展に対応するため、輸入品との競合度合いが小さい飲用牛乳、生クリーム等の液状乳製品や発酵乳及び輸入品と価格面で競争し得るチーズ等の需要拡大を推進する。また、生乳取引における乳脂肪や生乳中の体細胞数の基準については、取引関係者間において検討を行い、必要に応じてそれぞれの取引基準や運用の見直しを行うべきである。

牛肉については、国産牛肉の需要拡大を図るため、適正表示の徹底、トレーサビリティの活用、疾病に関する正しい情報や健康等に関する知識（栄養、機能性成分等）の普及等を推進する。特に、輸入牛肉との競合の大きい乳用種牛肉については、業務・加工用など新たな市場獲得や新商品の開発等を推進する。

3 自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成

(ポイント)

- ・ 自給飼料を活用した安全・安心な国産畜産物の供給、食料自給率の向上、国土の有効活用、資源循環型畜産の確立、環境の保全といった視点から、自給飼料基盤に立脚した酪農経営や肉専用種繁殖経営等により、健康な家畜から生産される畜産物を供給することが重要である。
- ・ このため、関係機関が一体となって以下の取組を推進する。
 - ア . 耕畜連携の強化を通じた水田における稲発酵粗飼料を始めとする飼料作物の作付拡大
 - イ . 国産稻わらの飼料利用の拡大
 - ウ . 耕作放棄地等の低・未利用地での放牧利用による土地の活用
 - エ . 計画的な草地更新、優良多収品種への転換等による生産性の向上
 - オ . コントラクター、公共牧場の活用や放牧の取組による労働負担の一層の軽減
 - カ . 公共牧場の広範な利用の推進や再編整備等による機能強化
 - キ . 農地の集積・団地化の推進

(1) 自給飼料生産の推進についての基本的考え方

自給飼料を活用した安全・安心な国産畜産物の供給、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上、国土の有効活用、資源循環型畜産の確立及び輸入飼料由来の窒素成分等の排出量の低減による環境の保全等を図るために、輸入飼料への依存から脱却し、自給飼料基盤に立脚した酪農経営や肉専用種繁殖経営等により、健康な家畜から生産される国産畜産物を供給することが重要であり、これを我が国の畜産物生産の目指すべき方向とすることが必要である。

しかしながら、労働力の不足や飼料作物用地の利用集積・団地化の遅れ、新たな投資への不安等から畜産農家だけでは自給飼料の生産拡大は困難な状況もあることから、耕畜連携等により、以下の取組を関係機関が一体となって推進することが必要である。

- ア 耕畜連携の強化を通じた水田における稻発酵粗飼料を始めとする飼料作物の作付拡大（転作、裏作体系への導入等）
- イ 国産稻わらの飼料利用の拡大
- ウ 耕作放棄地、野草地、林地等の低・未利用地における放牧利用の推進
- エ 計画的な草地更新、優良多収品種の導入、新技術を活用したトウモロコシ生産の拡大、たい肥の積極的な施用等による土づくり、自給飼料基盤の整備による生産性の向上
- オ コントラクター、公共牧場の活用による作業の外部化や放牧の取組による労働負担の一層の軽減
- カ 公共牧場の広範な利用の推進や再編整備等による機能強化
- キ 飼料作物生産農家への農地の集積・団地化の推進

（2）飼料生産とたい肥還元のための耕畜連携の推進

耕畜連携を推進するため、地域の実情に応じ、飼料作物生産農家への農地の集積を始め、転作田での稻発酵粗飼料や水田裏作を活用したイタリアンライグラス等の作付の取組、水田放牧、稻わらの飼料利用、良質なたい肥の耕種農家への供給等の取組を推進する。また、耕畜連携を推進するためには、畜産農家・耕種農家双方が組合員であるJAが中心的な役割を果たすとともに、地域の関係機関による積極的な農家の取組への支援が重要である。

(3) 多様な飼料生産の展開と生産基盤の整備

酪農及び肉用牛経営の規模拡大が進む中、コントラクターへの作業の外部化により良質な自給飼料の生産を図ることは、今後ますます重要となることから、地域における飼料生産、たい肥処理利用、TMR調製等を担うコントラクターの育成を推進する。また、コントラクターによる自給飼料の良質化や生産コストの低減等を図るため、作業機械の大型化や合理的な作業体系の構築による効率化を図るとともに、稻発酵粗飼料や稻わらの生産・収集、たい肥散布、耕種農家からの稻作等の作業受託等を行う総合コントラクター化を推進する。

公共牧場については、地域のニーズを踏まえ、利用率が低下した公共牧場の広域利用の推進や再編整備を図りつつ、ほ育から育成・種付けまでの一貫預託制度の確立、TMR供給等による付加価値サービスの拡充、酪農教育ファーム等との連携による食育の実施等により、機能強化を図る。

(4) 土地の有効活用のための低・未利用地の放牧利用

土地の有効活用による自給飼料の生産拡大を図るため、耕作放棄地、野草地、林地等の低・未利用地や水田の利用など地域の実情に応じた放牧を推進する。

4 畜産物に係る安全・安心の確保

(ポイント)

- ・ 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図るための国、地方公共団体、関係機関の連携体制を整備するとともに、生産段階における衛生管理の徹底及びHACCP手法の普及を推進する。
- ・ 畜産物への信頼・安心を確保するため、平常時から関係者間での的確なリスクコミュニケーションを行うとともに、国民に正確でわかりやすい情報を多様な媒体を通じて迅速に提供する。
- ・ 飼料・飼料添加物及び動物用医薬品の製造、輸入、販売、使用の各段階における

検査・指導等諸規制の的確な実施を通じて、畜産物の安全性を確保する。

- ・ 流通段階における安全性確保のため、乳業工場におけるHACCP手法の導入を推進するとともに、食肉処理施設における畜場法令に基づいた衛生管理基準の遵守等HACCP手法を取り入れた食肉処理を推進する。

（1）生産段階における衛生管理の充実・強化

生産段階における家畜の伝染性疾患の発生予防とまん延防止体制の確立、飼養衛生管理水準の向上、畜産物の安全性の確保を図るため、家畜伝染病予防法に基づく「特定家畜伝染病防疫指針」（総合的に発生の予防及びまん延の防止措置を講ずる必要がある家畜伝染病に関して、国、地方公共団体、関係機関が連携して取り組むための指針）及び「飼養衛生管理基準」（家畜の所有者が飼養に係る衛生管理の方法に関して遵守すべき基準）の周知や関係機関の連携体制の整備を推進するとともに、生産の各段階における管理及び記録により、生産段階での畜産物の安全性を確保する「衛生管理ガイドライン」（生産段階におけるHACCP（危害分析重要管理点）手法の考え方を取り入れたガイドライン）について、家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、地元獣医師等地域一体の取組による普及・定着を推進する。

また、畜産物への信頼・安心を確保するため、平常時から、行政、生産者、消費者、関係事業者との間での的確なリスクコミュニケーションを行うとともに、BSEや高病原性鳥インフルエンザのような人畜共通の伝染性疾患が発生した場合には、食品安全委員会、厚生労働省等と連携しつつ、国民に対し、疾病の特徴や食品としての安全性との関係等について、正確でわかりやすい情報をインターネット、広報誌等の多様な媒体を通じて迅速に提供する。

（2）飼料・飼料添加物及び動物用医薬品に係る安全性の確保

飼料・飼料添加物については、BSEのまん延防止を図るための飼料原料、製造方法等についての規制や組換えDNA技術応用飼料等の安全性確認、飼料添加物の指定に関する規制等、飼料安全法に基づく諸規制を的確に運用するとともに、飼料中の有害物質や飼料添加物が基準を超えて畜産物に残留して人の健康を損なうこと

がないよう、飼料や飼料添加物の製造、輸入、販売及び使用の各段階における検査、指導等諸規制の実効性を確保するための措置や従来から実施している安全性に関する情報の速やかな公表を適切に実施する。

動物用医薬品については、薬事法に基づき有効性及び安全性を審査して品目ごとに承認が与えられた上で製造、輸入が行われており、販売、使用段階では薬事法に基づく要指示医薬品制度、使用規制制度等による適正使用の推進、都道府県等の薬事監視員を通じた監視指導を実施し、畜産物の安全性を確保する。

(3) 流通段階における安全性の確保

牛乳・乳製品

牛乳・乳製品については、品質の向上や食品の安全性に対する消費者ニーズに応えるとともに、乳業の発展基盤を構築する観点から、乳業工場における牛乳・乳製品の製造過程において H A C C P 手法の導入を推進する。

牛肉

牛肉については、と畜場法令に基づいた衛生管理基準の遵守等 H A C C P 手法を取り入れた衛生的な食肉処理を推進する。また、安全な食肉を供給するため、衛生的な食肉処理に資する施設・機械の整備を行うとともに、処理加工技術の高度化を推進する。

(4) トレーサビリティへの対応

牛肉

牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」によりトレーサビリティの実施が義務づけられるものであり、同法の的確な運用を図ることにより、牛肉に係る個体識別のための情報提供を促進する。

牛肉以外の畜産物

トレーサビリティシステムは、農林水産物・食品の生産・流通過程の追跡・遡及を可能とする仕組みであり、

ア．万が一、食品事故が発生した場合に、その原因の究明や問題食品の回収を迅速・容易に行うこと可能にすることによりリスク管理に役立つか、

- イ．製品管理、品質管理の向上や効率化に資するとともに、
- ウ．農薬の使用状況など消費者が求めている情報や生産者が伝えたい情報を伝達することにより、生産者と消費者との間の「顔が見える関係づくり」にも貢献し得る

重要な取組であり、牛肉以外の畜産物については、生産者、食品事業者の自主的な導入の取組を基本としつつ、各食品の特性や流通の実態に応じたシステムの開発・導入を推進する。

なお、トレーサビリティ・システムの導入とその維持に必要なコストについては、生産者や食品事業者がその経営内で吸収する場合がある一方、トレーサビリティの構築に向けた取組に対し消費者から一定のコストを負担することについて支持を得られる場合もあることから、そのコストが市場原理の中で評価され、生産者、食品事業者、消費者等がそれぞれ応分のコストを負担することが望ましい。

5 畜産における食育の推進

（ポイント）

- ・ 畜産関係の分野においても、食育の一環として、我が国畜産の歴史的意義、家畜の生態、畜産物の栄養特性、生産者・流通業者等の安全・安心確保に向けての取組等に係る情報提供を推進するとともに、教育関係機関と連携した子供たちへの「食」等への理解増進、生産者と消費者との双方向の情報交流の促進等の取組を推進する。

近年におけるフードチェーンの多様化・複雑化や家庭等における食の教育力の低下などといった環境変化の中で、国民個々の自主的な努力に委ねるだけでは、健全な食生活の実現が望めない状況にある。

このため、国民一人一人が自らの「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、幅広い国民の参加の下に、厚生労働省、文部科学省を始めとする関係府省、都道府県等の関係機関及び民間の自主的な活動とも十分連携しつつ、全国的な情報提供活動や地域における実践活動等を行う食育を推進する重要性が高まっている。

こうした中で、平常時からのリスクコミュニケーションや生産現場での体験等を通

じて、消費者と生産者のパートナーシップを深め、消費者が栄養バランスの観点から流通、生産、環境の観点までの幅広い視野をもって食品を選択できるような健全なニーズを育てるとの観点から、畜産関係の分野においても、食育の一環として、関係機関・関係者の適切な役割分担の下で、以下のような取組を推進することが必要である。

ア 我が国畜産の歴史的発展過程・意義や家畜の生態の特質・畜産物の栄養特性、自給飼料の給与状況等に係る理解増進を図るための情報提供

イ 畜産物の生産から流通・消費に至るまでの各段階における生産者・流通業者等の安全・安心確保に向けての努力や取組に関する情報提供

ウ 生産者と消費者の連携強化を図るためのインターネット等を活用した双方向の情報交流とこれを通じた食料、農業及び食生活に対する理解促進

エ 教育関係機関と連携し、地域の食材等を活用した学校給食の実施や酪農教育ファームや肉用牛経営における体験学習等を通じ、子供たちや保護者にその食材の栄養価値の普及啓発をはじめとする「食」や「生命」、「心」に関する教育や、農業生産現場及び畜産物についての理解増進

オ ふれあい牧場における搾乳体験や農作業体験等を通じた生産者と幅広い世代の消費者との交流

カ 消費者が「食」について正しい知識を身につけ、健全で安心な食生活を実践していくことができるよう、地域単位で情報提供を行う食育ボランティアの育成・活動支援

6 家畜排せつ物の適切な管理・利用

（ポイント）

- ・ 需給を踏まえたたい肥の利活用方策の検討、化学肥料の代替資材としての利用推進、成型化等による利便性向上の取組、メタン発酵等の利活用技術の開発を推進する。また、簡易対応により管理基準をクリアしている農家について、経営規模や地域の実情に応じ、たい肥舎等の施設の整備を推進する。
- ・ たい肥の成分分析の実施、耕種農家のニーズに合ったたい肥の生産方法と適切な施用方法の普及や、コントラクター等の活用を通じた水田等へのたい肥の利用を推進

する。

- ・ 環境規範を策定し、各種支援策のうち可能なものから要件化を進める。

（1）家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の本格施行を受け、家畜排せつ物の適正な管理とともに、たい肥化及びその農地・草地への還元を基本とした利活用の促進が必要となっていることから、たい肥の需給を踏まえた利活用方策の検討や化学肥料の代替資材としての利用の推進等の取組、たい肥の成型化等による利便性向上の取組やメタン発酵等によるエネルギー利用を含めた効率的な利活用技術の開発を推進する。また、同法に基づく家畜排せつ物の管理の適正化をより持続的かつ効果的なものにしていくための取組の一つとして、簡易対応（シート等を利用した簡易なふん尿処理による対応）により同法に基づく管理基準をクリアしている畜産農家についても、経営規模や地域の実情に応じて、たい肥舎等の施設の整備を推進する。

（2）耕畜連携によるたい肥利用の推進

作物生産農家のニーズに合ったたい肥を供給するための成分分析の実施やそのようなたい肥の生産方法の普及、たい肥の肥料成分を考慮した適切な施用方法の普及、コントラクター等の活用を通じた耕畜連携の強化により、水田等へのたい肥利用を推進する。

（3）環境規範の導入

家畜生産及び飼料作物生産に伴う環境負荷を低減し、我が国畜産業全体について、環境保全を重視したものとするため、環境規範を策定し、各種支援策のうち可能なものから要件化を進める。

7 家畜改良の推進と新技術の開発・普及

（ポイント）

- ・ 家畜の改良は、生産性及び品質向上の基礎となるものであり、その成果は食料自給率の向上にも資することから、組織的かつ計画的に推進する。
- ・ 畜産新技術の開発・普及は、今後とも積極的に推進する。この場合、クローン技術等のバイオテクノロジー技術については、消費者への正確で分かり易い情報提供を図り、その理解を求めつつ推進する。

（1）家畜改良の推進

家畜の改良は生産性及び品質向上の基礎となるものであることから、畜産物の安定供給と畜産経営の健全な発展を図っていく上で極めて重要であり、その成果は我が国食料自給率の向上にも資するものである。このため、長い年月と多大な労力を要する家畜の改良を組織的かつ計画的に推進する。

乳牛の改良については、牛群検定の実施率の向上等による乳量の向上を基本として、消費者ニーズを踏まえ、乳脂率は維持しつつ乳蛋白質率の向上を図るほか、飼料自給率向上等の観点からの粗飼料利用性（摂取した粗飼料を効率的に畜産物の生産に利用できる能力）や繁殖性（効率よく妊娠し分娩する能力）の向上等による生涯生産性（単なる乳量だけではなく、乳牛の耐用年数等の経済性も考慮した生涯における生産性）の向上にも着目しつつ推進する。

肉用牛の改良については、多様なニーズを踏まえ、品種特性に応じて肉質（脂肪交雑）を考慮した増体性の向上を図るとともに、分娩間隔の短縮等繁殖性の向上を基本として推進する。また、飼料自給率向上等の観点から、粗飼料利用性、飼料要求率（体重増加量に対する飼料摂取量の比率）の向上、放牧の活用等に着目した改良も推進する。

（2）新技術の開発・普及

新たな改良手法の開発や新技術の活用に努めるとともに、基本的な繁殖・飼養管理技術の高位平準化への取組も引き続き推進する。また、クローン技術やDNA解析技術、雌雄産み分け技術等のいわゆるバイオテクノロジー技術の開発・普及は、畜産業の発展に止まらず、医療分野への応用等幅広い効果が期待できるものもある一方で、消費者の理解を得て進めていく必要があることから、安全性の確認はもと

より、期待される効果、利用に当たって留意すべき事項等について消費者への正確で分かり易い情報提供を図りつつ、推進する。

搾乳口ボット・ほ乳口ボット等のハイテク技術を用いた飼養管理技術や、地域の実情に対応した放牧技術及び細断型ロールレーラーの活用等の飼料生産技術の開発・普及についても、設備投資や保守点検に要するコストにも配慮しつつ、推進する。

8 流通飼料の安定的な供給

（ポイント）

- ・ 飼料穀物の安定供給を図るため、一定の備蓄の実施や急激な価格上昇に伴う影響を緩和するための措置を講じるとともに、低コストかつ高品質な配合飼料生産を図るため、配合飼料の製造ライン・配送施設の近代化等による製造・流通の合理化等を推進する。
- ・ 食品産業の製造副産物等の飼料化についての技法や給与技術の普及とともに、飼料化施設・加熱殺菌処理施設等の整備を推進する。

（1）飼料穀物の安定供給

大部分を海外からの輸入に依存している飼料穀物について、不測の事態に対応するための一定の備蓄の実施や急激な価格上昇に伴う影響を緩和するための措置を講じるとともに、低コストかつ高品質な配合飼料の生産を図るため、配合飼料の製造ライン・配送施設の近代化等による製造・流通の合理化、自家配合向け丸粒とうもろこしの利用拡大、配合飼料の給与に関する積極的な情報提供等を推進する。

（2）未利用資源の飼料としての活用促進

飼料自給率の向上、酪農及び肉用牛経営におけるコストの相当部分を占める飼料費の低減を図るため、食品産業からの製造副産物（焼酎粕、でんぷん粕、豆腐粕等）等の飼料化について安全性を確保しつつ品質の改善を推進する。具体的には、飼料化が可能な製造副産物や残さについての飼料化の技法や給与技術を広く普及するとともに、循環型社会の構築の一環として、飼料化施設・加熱殺菌処理施設等の整備を推進する。

第2 生乳及び牛肉の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し、
生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の
地域別の飼養頭数の目標

食料・農業・農村政策審議会企画部会において検討中の新たな「食料・農業・農村基本計画」との整合性を図りつつ策定。

1 需要の見通し

2 生乳の地域別の需要の長期見通し

(1) 飲用向け需要量 (地域別全国計) 万トン

(単位: 万トン)

地域名	地域に属する都道府県名	数量
北海道	北海道	
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	
北 陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	
東 海	岐阜県、愛知県、三重県	
近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	
中 国 四 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県	

全国計	
(2) 乳製品向け需要量(全国計)	万トン
(3) 自家消費等需要量(全国計)	万トン
(4) 需要量計	万トン

3 生乳の地域別の生産数量の目標

(単位:万トン)

地域名	地域に属する都道府県名	数量
北海道	北海道	
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	
北 陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	
東 海	岐阜県、愛知県、三重県	
近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	
中国四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	
全国計		

4 牛肉の生産数量の目標

5 乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標

(単位:万頭)

地域名	地域に属する都道府県名	乳牛	肉用牛
北海道	北海道		
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県		
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県		
北 陸	新潟県、富山県、石川県、福井県		
東 海	岐阜県、愛知県、三重県		
近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県		
中国四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県		
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県		
全国計			

第3 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標

1 経営指標の設定の基本的考え方

（ポイント）

- ・ 主たる従事者が他産業並みの年間労働時間で他産業従事者並みの所得を確保し得る経営モデルとして、10年程度後を目標に経営指標を設定する。
- ・ 経営指標は、経営者にとっては経営の将来像であり、国・地方自治体にとっては望ましい酪農経営及び肉用牛経営の姿であることから、多様かつ実現可能な類型を設定する。

（1）我が国酪農及び肉用牛生産が国産畜産物の持続的な安定供給といった役割を十全に果たしていくため、効率的かつ安定的な酪農経営及び肉用牛経営を育成し、これらが酪農及び肉用牛生産の大宗を担う生産構造を確立することにより生産性の高い酪農及び肉用牛生産を展開することが必要である。

（2）このため、このような酪農経営及び肉用牛経営の姿を明確にしつつ、経営者の創意工夫を活かした酪農経営及び肉用牛経営を展開し、主たる従事者が他産業並みの年間労働時間で他産業従事者並みの所得を確保し得る経営モデルとして、10年程度後を目標に経営指標を設定する。

（3）経営指標は、経営者にとっては、立地条件、自己の経営の現状、品質・価格等の市場ニーズを踏まえて選択・実現すべき経営の将来像であり、国、地方自治体等にとっては、国全体の食料自給率を向上するために望ましい酪農経営及び肉用牛経営の姿であることから、こうした経営の実現を図るため、多様かつ実現可能な類型を設定する。

（4）また、国内資源の効率的な利用や環境と調和した酪農及び肉用牛生産を確保し、自給飼料基盤に立脚した資源循環型大家畜経営を確立する観点から、「牛・土・草・人」

のバランスを図るため、それぞれの部門に関する基本的な指標を提示する。

(5) 特に、利用拡大を図る必要がある自給飼料については、土地条件の制約と飼料生産利用体系に着目し分類するとともに、自給飼料基盤に立脚した大家畜経営の確立を図るため、経営類型に応じて、耕畜連携の強化、ヘルパーの活用、地域における水田・野草地等の活用、公共牧場等の活用、飼料生産の外部化も織り込んで設定する。

2 経営指標の設定

(ポイント)

- ・ 経営指標は、土地条件の制約と飼料生産利用体系に着目して区分した酪農及び肉用牛生産の経営の類型ごとに設定する。(酪農経営8類型、肉用牛経営10類型)

(1) 経営指標は、土地条件の制約と飼料生産利用体系に着目して区分した酪農及び肉用牛生産の経営の類型ごとに設定する。

また、男女が共同で経営に参画する家族経営を基本として、1人当たりの年間労働時間については、主たる従事者において他産業並の2,000時間以内、補助的従事者において1,200時間以内となるよう設定する。

(2) 経営類型の種類

ア 酪農経営については、土地条件の制約の小さい地域（主として北海道）及び土地条件の制約の大きい地域（主として都府県）ごとに、規模拡大等により労働生産性の向上を図る経営、平均規模で個体能力や飼養管理技術の向上等を図る経営、法人経営等を設定する。

イ 肉用牛経営については、肉専用種（繁殖、肥育、一貫）、乳用種（育成、肥育、一貫）ごとに土地条件の制約を踏まえて地域ごとに、安定的な規模拡大を図る専業経営（繁殖では複合経営を含む。）について設定する。

なお、乳用種（育成・肥育）では、乳用種単一経営に加え、近年、これらの経営での飼養頭数が増加している交雑種についても、一定割合で飼養する経営を設定する。

(3) 指標の項目

指標については、次について経営類型ごとに設定する。

ア 経営概要（経営形態、飼養頭数、飼養方式、飼養管理・飼料生産の外部化、飼料の給与方式、放牧利用、作付体系、作付延べ面積、ふん尿処理方式）

イ 生産性指標

（ア）牛（1頭当たり搾乳量、更新産次、分娩間隔、出荷月齢、出荷時体重等）

（イ）土・草（単収、飼料自給率、粗飼料給与率、飼料の生産コスト、たい肥利用方法、ふん尿処理コスト）

（ウ）人（生産コスト、所得、労働時間等）

等

第4 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

1 集送乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項

(ポイント)

- ・ 生産者団体による用途別計画生産の効果的な実施及び需給調整機能の強化を図る。
- ・ 集送乳の合理化による流通コストの低減、乳業工場の計画的な再編整備・合理化による牛乳・乳製品の製造販売コストの低減等を推進する。
- ・ 国際化の進展に対応するため、輸入品との競合度合いが小さい飲用牛乳、生クリーム等の液状乳製品や発酵乳及び輸入品と価格面で競争し得るチーズ等の需要拡大を推進する。また、生乳取引における乳脂肪や生乳中の体細胞数の基準については、取引関係者間において消費者ニーズの変化等を踏まえた検討を行い、必要に応じて取引基準や運用等の見直しを行うべきである。

(1) 生乳の計画的かつ安定的な供給及び集送乳等の合理化

行政価格が廃止された現行の加工原料乳生産者補給金制度の下で、需要に即した生乳の生産により生乳需給の安定を図ることが一層重要になっていることを踏まえ、指定生乳生産者団体による生乳の効果的な用途別計画生産の着実な実施を図るとともに、指定生乳生産者団体が相互の連携を密にし、季節間の需給変動、生乳流通の広域化等に的確に対応した効率的な生乳流通システムを構築するなど、精緻な需給見通しに基づいた需給調整機能の強化を図る。さらに、拠点的な需給調整施設の整備等を通じた余剰生乳の処理の効率化を推進する。

また、生乳流通の安定とコストの低減を図るため、広域化した指定生乳生産者団体が主体となって、生乳の集送乳の拠点となる貯乳施設の整備等を通じた酪農経営から乳業工場までの集送乳の合理化を推進する。また、生乳検査体制の広域化によ

る生乳の流通コストの低減等を推進する。このため、集送乳の合理化による流通コストに関する目標を設定する。

集送乳等経費の目標

	目 標 (平成27年度)
集送乳等経費	現状の7～9割

- 注：1 集送乳等経費とは、各指定生乳生産者団体における集送乳経費、販売手数料、クラーステーション管理経費、検査手数料等に係る経費（域外流通量に応じて変動する全国連再委託手数料を除く。）の合計をいい、各種対策経費、賦課金等は含まない。
- 2 集送乳等経費の水準は、単位距離当たりの輸送費など指定生乳生産者団体外部の要因によっても変動するため、これを指定生乳生産者団体が主体的に取り組んだ合理化の成果指標として利用するに当たっては、調査結果から直接得られる値を必要に応じて補正し、このような外部要因の影響をできる限り排除する必要がある。
- 3 上記の理由から、ここでは現状に対する比率のみを目標として明示している。なお、指定生乳生産者団体における平成14年度の集送乳等経費は、6～15円/kg程度となっている（農林水産省牛乳乳製品課調査から推計）。

（2）乳業の合理化と牛乳・乳製品の安全性の確保

WTO農業交渉やEPA交渉が進められる中で、今後、国産品との品質格差が小さく、価格面で優位性のある外国産の脱脂粉乳、バター等の乳製品の輸入圧力の増大が想定されることから、乳業の合理化及び経営体質の一層の強化を通じて国際競争力の強化を図ることが喫緊の課題となっている。このため、乳製品工場も含めた乳業工場の計画的な再編・合理化による製造販売コストの低減を推進することとし、乳業工場における牛乳・乳製品に係る製造販売コストや乳業工場数に関する目標を設定する。

製造販売コストの目標（1日当たり生乳処理量2㌧以上の工場）

区 分	目 標 (平成27年度)
-----	-----------------

原料用バター	}	現状の 8 割程度
脱脂粉乳		
飲用牛乳		

注：1 製造販売コストの水準は、資材価格など乳業の経営外部の要因によっても大きく変動するため、これを乳業が主体的に取り組んだ合理化の成果の指標として利用するに当たっては、調査結果から直接得られる値を必要に応じて補正し、こうした外部要因の影響をできる限り排除する必要がある。

2 上記の理由から、ここでは現状に対する比率のみを目標として明示している。なお、平成14年度の製造販売コストは、原料用バター：180円/kg程度、脱脂粉乳：2,500円/25kg程度、飲用牛乳：50円/L程度となっている（これらには原料乳費、一般管理費及び支払利子は含まない。農林水産省牛乳乳製品課調査から推計）

牛乳乳製品工場数の目標（1日当たり生乳処理量2トン以上）

区分	現状 (平成15年度)	目標 (平成27年度)
乳製品工場数	44	現状の7～8割
飲用牛乳工場数	277	現状の8割程度
全体工場数	321	現状の8割程度

注：乳製品工場は乳製品製造が主体、飲用工場は飲用牛乳処理が主体の工場である。

品質の向上や食品の安全性に対する消費者ニーズに応えるとともに、乳業の発展基盤を構築する観点から、牛乳・乳製品の製造過程に起因する食品事故の防止に最大限努力する必要がある。このため、牛乳・乳製品の製造過程におけるHACCP手法の導入に各乳業者が一層積極的に取り組むこととし、飲用牛乳工場及び脱脂粉乳の製造を行う乳業工場について、HACCP手法の普及目標を設定する。また、乳業者は、HACCP手法の導入後においても、一層安全性を向上させるための取組を継続するものとする。

飲用乳工場数に占める H A C C P 対応工場数の目標水準

(1 日当たり生乳処理量 2 ヶト以上)

	現状 (平成 14 年度)	目標 (平成 27 年度)
飲用乳工場に占める割合	62%	9割以上

注 : H A C C P とは、食品衛生法に定める総合衛生管理製造過程をいう。

脱脂粉乳を製造する乳業工場数に占める H A C C P 対応工場数の目標水準

(1 日当たり生乳処理量 20 ヶト以上)

	目 標 (平成 27 年度)
脱脂粉乳を製造する 乳業工場に占める割合	8割以上

注 : 脱脂粉乳を製造する乳業工場は、平成 16 年度から H A C C P の取得が可能となった。

(3) 消費者ニーズに対応した牛乳・乳製品の生産・供給体制の構築による需要の拡大
飲用牛乳、生クリーム等の液状乳製品や発酵乳は鮮度が重視されるため、国産品の輸入品との競合度合いが小さく、また、国際価格と国内価格の差が比較的小さいチーズは、国産品が輸入品と価格面で競争しうる余地がある。こうしたことを踏まえ、国際化の進展に対応しうる国産生乳の需要構造を確立するため、牛乳・乳製品の製造コストの低減等を図りつつ、上記の乳製品の需要拡大を推進する。

具体的には、飲用牛乳については、消費者の健康志向に対応して、需要の伸び悩んでいる年齢層等に着目した牛乳のカルシウム源としての効用の P R や新たな機能面に着目した栄養医学的研究を推進する。液状乳製品、チーズ、発酵乳については、消費者の嗜好等を反映して今後とも需要の伸びが見込まれることから、これらに仕向けられる生乳の供給拡大を推進する。

あわせて、乳製品の需要を拡大するため、新商品開発による新規需要の開拓、栄養面での有効性等に重点化した普及啓発を促進する。

また、生乳取引における乳脂肪の基準については、消費者ニーズの変化、酪農における購入飼料への依存度、安定した品質の粗飼料確保等を総合的に勘案し、また、生乳中の体細胞数の基準については、乳牛の更新産次への影響、広域流通時の生乳の品質への影響等を総合的に勘案して、取引関係者間における検討を行い、必要に応じてそれぞれの取引基準や運用の見直しを行うべきである。

2 肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

(ポイント)

- ・ 家畜市場及び食肉処理施設の再編整備を推進するとともに、産地食肉センターにおける部分肉仕向割合の拡大等を推進する。
- ・ 国産牛肉の需要拡大を図るため、適正表示の徹底、家畜伝染病に関する正しい情報や健康等に関する知識（栄養、機能性成分等）の普及等を推進する。特に、品質面・価格面において輸入牛肉と競合する乳用種牛肉については、業務・加工用など新たな市場獲得や新商品の開発等を推進する。

(1) 肉用牛の流通の合理化

肉用牛の公正な取引及び適正な価格形成を確保する場としての家畜市場について、その機能を十分に発揮させるため、肉用牛の流通関係者の主体的な取組を基本として、地域の実情を踏まえ、関係機関・団体等の一体的な協力支援の下で比較的小規模な市場の再編整備を推進する。このため、家畜市場の取引頭数に関する目標を設定する。

家畜市場の取引頭数の目標

	現 状 (平成 14 年度)	目 標 (平成 27 年度)
年間取引頭数	3,076 頭	3,500 頭以上
開場日 1 日当たりの平均取引頭数	156 頭	250 頭以上

注：年間取引頭数が 1 万頭以上の基幹的市場を除く。

(2) 牛肉の流通の合理化

食肉処理施設については、稼働率の向上がより一層求められる現状に鑑み、牛肉の処理・流通関係者の主体的な取組を基本として、地域の実情を踏まえ、関係機関・団体等の一体的な協力支援の下で再編整備を推進する。このため、食肉処理施設の処理頭数及び稼働率に関する目標を設定する。

食肉処理施設の1日当たりの処理頭数及び稼働率の目標

	現 状 (平成14年度)	目 標 (平成27年度)
1日当たりの処理頭数	375頭	500頭以上
稼 働 率	62%	80%以上
(参考) 1日当たりの処理能力	605頭	625頭以上

注：頭数はいずれも、肥育牛1頭を肥育豚4頭で換算し、豚の頭数ベースで表記したもの。

また、食肉処理施設における安全性向上のための処理・加工技術の高度化、食肉処理施設の大規模化に対応した自動化・省力化システムの開発・導入を促進する。

さらに、食肉処理施設の再編整備により、と畜・解体から部分肉処理等を一貫して行う産地食肉センターにおける部分肉流通を促進する。また、部分肉仕向割合の拡大により流通コストの低減を推進する。

輸入牛肉の増加、部分肉流通の進展等に対応して集荷・販売力の向上を図る等価格形成市場としての機能が十分に発揮され得るよう、卸売市場整備基本方針に基づき、食肉卸売市場を整備し、運営の改善を推進する。

(3) 消費者ニーズに対応した牛肉の生産・供給体制の構築による需要の拡大

国際化の進展の下、国産牛肉に対する需要拡大を図るため、牛肉の適正表示（部位別及び原産国別等）の徹底、疾病に関する正しい情報や健康等に関する知識（栄

養、機能性成分等)の多様な媒体(相談窓口、インターネット、広報誌等)を通じた消費者への提供、実需者ニーズに応じた仕様の開発等小割り機能の高度化等を通じた低需要部位の高付加価値化を推進する。

輸入牛肉との競合の大きい乳用種牛肉については、実需者のニーズに対応した齊一性の向上、トレーサビリティシステムの活用を軸とした情報提供を通じた信頼性の高い銘柄の確立等により、テーブルミートとしての安定的かつ有利な販売を推進するとともに、低需要部位については、業務・加工用といった市場の獲得、新商品の開発等を推進する。

また、我が国におけるBSEの発生を理由として、我が国からの牛肉の輸入を停止している国に対して、輸出再開に向けた交渉に努めるとともに、必要に応じて、輸入国の衛生要求水準に適合し得る食肉処理施設の整備を行うなど、国産牛肉の輸出のための環境整備を推進する。